

温泉地の保全とその適切な活用方策に関する意見

NPO法人健康と温泉フォーラム

1 わが国の温泉の現状と問題点

温泉地の数や泉源の数は増加しているものの、自噴泉のウエイトは低下しており、資源保護の重要性が高まっている。また、温泉の泉質表示をめぐる、さまざまな問題が指摘されている。温泉は、国民の貴重な財産であり、これを適切に保全しつつ、持続的に活用していく必要がある。現状の問題点を挙げれば、以下のとおりである。

- (1) 自然湧出の温泉のウエイトが低下している。また、その湧出量も減少している。
- (2) 温泉の休養・保養・療養に対する効果についてさまざまな論議があり、明確になっていない。
- (3) 湧出量に見合った適正な利用範囲を超えて大規模な温泉旅館・ホテルが整備されている。その結果、温泉水の「水増し」や「循環」が行われ、さまざまな問題を生じているとの指摘がある。
- (4) 以下のような点で、温泉の成分、効能などの表示が適切でなく、信頼性に欠けるとの指摘がある。
 - ① 浴用又は飲用の場所での成分表示がなされていない。
 - ② 分析の時点が古すぎる。
 - ③ 表示の様式が統一されていない。
 - ④ 加水の程度が明示されていない。
 - ⑤ 泉源での湧出量、当該ホテルでの配湯量が表示されていない。
 - ⑥ 「かけ流し」か「循環」かの区別が表示されていない。
 - ⑦ ブレンドの有無、泉源からの距離が表示されていない。
 - ⑧ 適応症の表示が不適切である。
- (5) 温泉の利用が一泊二日の「駆け足利用」にとどまっており、温泉の本来の効果である健康と保養のため十分生かされていない。また、滞在型の温泉地整備のための「温泉地計画」の制度が設けられているが、次のような点で、その促進のための措置が十分とは言えず、活用されていない。
 - ① 入湯税が温泉地整備に十分生かされていない。
 - ② ヨーロッパ諸国に見られるような医療保険制度の適用がなく、また医療費控除制度も制約が多く、十分活用されていない。
 - ③ 温泉地整備のための補助制度、融資制度が十分とはいえない。

2 当フォーラムの提言

(1) 健康と温泉フォーラムは、温泉の健康と保養への活用を促進することを目的として、1986年以来18年間にわたり、温泉地の適切な活用による温泉地の活性化を訴えるフォーラムの開催や内外に渡る温泉情報のインターネットによる提供などを通じ、その趣旨の実現に努力してきた。

(2) こうした活動を踏まえ、いくつかの提言を行いたい。

① その第一は、泉源保護の強化を図ることである。このため、次のような仕組みを導入することを検討する必要がある。

ア 温泉の掘削が既存の温泉に影響を与えないようにするため、一定の範囲内でのアセスメントを行うこと。

イ 湧出量に見合った利用のコントロールを行うため、地域の実情に応じ、条例などにより一定の規制がかけられるようにすること。

② その第二は、消費者の選択に資するため、温泉表示を明確にすることである。このため、次のような措置を講ずる必要がある。これらの措置は、地域の実情に応じ、条例により措置すること、あるいは、義務付けではなく、自主的な表示を推奨する制度とすることも考えられる。

ア 分析は少なくとも3年に1回程度とすること。

イ 入浴場所、飲用場所での測定を行うこと。

ウ 表示方式を統一し、明確化すること。

エ 加水・加温の程度を明確にし、表示すること。

オ 泉源での湧出量、当該施設での配湯量を表示すること。

カ かけ流し方式、循環方式の区分を表示すること。

キ ブレンドの有無、泉源からの距離を表示すること。

③ その第三は、温泉の適応症に関する適切な表示のあり方を確立することである。このため、温泉療法医会など専門家の協力を得て、十分な検討を行うことが必要である。

④ その第四は、ヨーロッパ諸国のような滞在型の温泉地の整備を促進するため、転地効果なども含め、休養・保養・療養の効果の高い温泉地を指定し、その環境や温泉資源の保全と適切な活用が図られるようにする必要がある。このため、現行の国民保養温泉地制度の見直しを行い、「温泉地計画」の実効性を高めるとともに、次のような措置を検討し、実施に移して行く必要がある。

ア 計画は、その実効性を高めるため、温泉地市町村又は温泉協会などの温泉地団体が主体的に策定し、国が認証する仕組みとすることが望ましいこと。

イ 計画の内容は、環境や温泉資源の保全の方策、環境整備の内容、利用規制の

内容、財源見込みなどが盛り込まれるようにすること。また、この計画に従って行われる各種の施設の整備、街並みなどの景観形成、遊休施設の活用、各種文化活動の実施等について、各種の補助制度、融資制度が受けられるような制度的枠組みを整備することが望まれること。

- ウ 財源として、自治体又は温泉地団体が取り組みやすいよう「交付金」制度が導入される等国の補助制度を設けることが望ましいこと。また、現在ある入湯税を温泉地の整備に中心とした目的税として活用を図ること。
- エ 一定の温泉保養施設と温泉療法医等の指導者の配置、また指導メニューの、整備などを前提として、現行の医療費控除の拡充や医療保険の保健施設事業の導入の促進を図ること。